

令和 7 年第 2 回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会
定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	1 頁
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	
議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	8 頁
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	
議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	35 頁
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	
議案第 4 号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	46 頁
議案第 5 号 令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	48 頁
議案第 6 号 令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	49 頁
議案第 7 号 令和 7 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 8 号 令和 7 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 9 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	50 頁

議案第 1 号

専決処分の承認を求ることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和 7 年 1 月 7 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太田 洋

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児のために時間外勤務の免除を請求できる職員の対象範囲を拡大するほか、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講じるため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月24日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太 田 洋

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（看護についての申出があった場合における措置等）

第17条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の看護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、看護休暇に関する制度、仕事と看護との両立に資する制度又は措置（以下「看護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、看護休暇の承認の請求及び看護両立支援制度等の利用に係る申出（以下「看護両立支援制度等申出」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、看護休暇の承認の請求が円滑に行われるようするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する看護休暇に係る研修の実施
- (2) 看護休暇に関する相談体制の整備
- (3) その他看護休暇に係る勤務環境の整備に関する措置

2 任命権者は、看護両立支援制度等申出が円滑に行われるようするため、

次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する看護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 看護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他看護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において改正後の千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による子（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）を養育するためにする請求をしようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(育児又は看護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(育児又は看護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>(看護休暇)</p> <p>第15条 看護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(看護休暇)</p> <p>第15条 看護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に</p>

2・3 (略)	における休暇とする。
(規則への委任) 第17条 (略)	(規則への委任) 第17条 (略)
(新設)	<u>(看護についての申出があった場合における措置等)</u> <u>第17条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の看護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、看護休暇に関する制度、仕事と看護との両立に資する制度又は措置（以下「看護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、看護休暇の承認の請求及び看護両立支援制度等の利用に係る申出（以下「看護両立支援制度等申出」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u>
(新設)	<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第17条の3 任命権者は、看護休暇の承認の請求が円滑に行われるようするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する看護休暇に係る研修の実施</u> <u>(2) 看護休暇に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他看護休暇に係る勤務環境の整備に関する措置</u> <u>2 任命権者は、看護両立支援制度等申出が円滑に行われるようするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する看護両立支援制度等に係る研修の実施</u>

(2) 看護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他看護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 (略)

議案第 2 号

専決処分の承認を求ることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和 7 年 1 月 7 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太 田 洋

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料及び各種手当の改定による所要の改正等を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月24日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太 田 洋

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 納入表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「扶養親族である配偶者、父母等」を「扶養親族である父母等」に、「行政職給料表」を「給料表」に改め、「（以下「行9級以上職員」という。）」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族である父母等」に、「行政職給料表」を「給料表」に改め、「（以下「行8級職員」という。）」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関

係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第15条第2項各号列記以外の部分中「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「相当する額」の次に「(以下「運賃等相当額」という。)」を加え、同項第2号中「応じて、」を「応じ、」に、「掲げる額(」を「定める額(」に改め、同号ウ中「二つ」を「2つ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第3号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「前項第1号に掲げる額」を「運賃等相当額」に改め、「の2分の1」を削り、「その額が2万円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額」を「以下「特別料金等相当額」という。」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条第1項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第22条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「

勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		号給	給料月額								
任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			

29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200				
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000				
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400				
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100				
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600				
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000				
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400				
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800				
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200				
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600				
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000				
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300				
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600				
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000				
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300				
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600				
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900				
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700					
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000					
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300					
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500					
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800					
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100					
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400					
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600					
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900					
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200					
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500					
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700					
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000					
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300					
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500					
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700					
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000					

63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300					
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500					
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700					
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000					
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300					
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500					
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700					
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000					
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300					
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500					
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700					
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500						
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800						
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000						
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200						
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500						
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800						
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000						
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200						
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500						
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800						
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000						
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200						
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600							
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000							
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400							
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700							
90	257, 200	298, 300	347, 400								
91	257, 500	298, 600	347, 800								
92	257, 800	299, 000	348, 200								
93	258, 100	299, 200	348, 400								
94		299, 400	348, 800								
95		299, 700	349, 200								
96		300, 100	349, 500								

97		300,300	349,800								
98		300,600	350,200								
99		301,000	350,600								
100		301,400	351,000								
101		301,600	351,500								
102		301,900	351,900								
103		302,200	352,300								
104		302,500	352,700								
105		302,700	353,200								
106		303,000	353,600								
107		303,300	353,900								
108		303,600	354,200								
109		303,800	354,700								
110		304,200									
111		304,600									
112		304,900									
113		305,100									
114		305,300									
115		305,600									
116		306,000									
117		306,200									
118		306,400									
119		306,700									
120		307,000									
121		307,400									
122		307,600									
123		307,900									
124		308,200									
125		308,500									
任期付職員		194,500	230,000	261,600	292,100	306,400	330,200	371,000	411,200	457,400	550,800

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び広域連合長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、同項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。）

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「

とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

5 新給与条例第15条第3項及び第16条第1項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	

31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				

65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94							

99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～7 (略)	2～7 (略)
8 <u>55歳に達した日後最初に到来する4月1日</u> 以降に在職する職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	8 次の各号に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) <u>55歳に達した日後最初に到来する4月1日</u> 以降に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。) (2) <u>給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの</u>
(新設)	9～12 (略)
(扶養手当)	(扶養手当)
第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第1号及び第3号から第6号までの</u> いづれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、 <u>行政職給料表</u> の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「 <u>行9級以上職員</u> 」といふ。)に対しては、支給しない。	第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第2号から第5号までの</u> いづれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)に係る扶養手当は、 <u>給料表</u> の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。
2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額は、扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(新設)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族(行9級以上職員にあっては、扶養親族である子に限る。)がある場合、行9級以上職員から行9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事情が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(行9級以上職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備す

(削る)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族である父母等については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円)とする。

4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条 削除

るに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、2歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行9級以上職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行9級以上職員にあっては、扶養親族である子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、行9級以上職員から行9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(行9級以上職員にあっては、扶養親族である子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行9級以上職員以外の職員から行9級以上職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(行9級以上職員にあっては、扶養親族である子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行 9 級以上職員にあっては、扶養親族である子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 9 級以上職員が行 9 級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 8 級職員が行 8 級職員及び行 9 級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族である配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行 9 級以上職員以外のものが行 9 級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族である配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行 8 級職員及び行 9 級以上職員以外のものが行 8 級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第15条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第15条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ (略)

ウ 自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか二つを併せて使用する職員 それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車等使用者(普通自動車等を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者)に係る額を超える場合にあっては、当該額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から前項第1号に掲げる額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、規則で定めるところにより算出した

ア・イ (略)

ウ 自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか二つを併せて使用する職員 それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに定める額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車等使用者(普通自動車等を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者)に係る額を超える場合にあっては、当該額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に定める額及び前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)及び同項の規定による額の合計額とする。

その者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が2万円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額)及び同項の規定による額の合計額とする。

(新設)

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(単身赴任手当)

第16条 職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他規則で定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(単身赴任手当)

第16条 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他規則で定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第10条に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

別表第1 (別添)

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第10条に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

別表第1 (別添)

改 正 前

別表第1 (第5条関係)
行政職給料表

改 正 後

別表第1 (第5条関係)
行政職給料表

職員の区分	職務の級	改正前										改正後									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号	給料月額									
任期付職員	1 183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
任期付職員	2 184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
任期付職員以外の職員	3 185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
任期付職員以外の職員	4 186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
任期付職員	5 188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
任期付職員	6 189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
任期付職員	7 191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
任期付職員	8 192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
任期付職員	9 194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
任期付職員	10 196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
任期付職員	11 197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
任期付職員	12 199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
任期付職員	13 201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
任期付職員	14 202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
任期付職員	15 204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
任期付職員	16 206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
任期付職員	17 207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
任期付職員	18 209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
任期付職員	19 210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
任期付職員	20 212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
任期付職員	21 213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
任期付職員	22 215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
任期付職員	23 216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600		23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
任期付職員	24 218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100		24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
任期付職員	25 220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200		25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			

26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,600	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	33	230,000	267,600	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	

63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		86	256,000	297,100	346,000	386,600		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		87	256,300	297,400	346,400	387,000		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		88	256,600	297,700	346,800	387,400		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		89	256,900	298,000	347,000	387,700		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		93	258,100	299,200	348,400			
94	259,400	347,400	386,600				94	259,400	348,800				
95	259,700	347,800	387,000				95	259,700	349,200				
96	300,100	348,200	387,400				96	300,100	349,500				
97	300,300	348,400	387,700				97	300,300	349,800				
98	300,600	348,800					98	300,600	350,200				
99	301,000	349,200					99	301,000	350,600				

議案第3号

専決処分の承認を求ることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和7年11月7日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太田 洋

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、部分休業制度を拡充するほか、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する仕事と育児の両立支援制度に関する措置を講じるため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年7月1日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太 田 洋

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成30年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「（以下「当該時間」という。）」を削り、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第26条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等)

第17条の2 任命権者は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成30年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号)第27条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下「申出職員」という。)に対して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の措置
 - (3) 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第27条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員

の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間ににおける部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

- 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成30年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

(第1条関係)	(下線部分は改正部分)
改 正 前	改 正 後
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u></p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第24条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 <u>勤務時間条例に基づき休暇（勤務時間条例第14条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）を与えられている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（以下「当該時間」という。）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第18条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇（以下「育児休</u></p>	<p><u>（第1号部分休業の承認）</u></p> <p>第24条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 <u>勤務時間条例に基づき休暇（勤務時間条例第14条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 <u>非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第18条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇（以下「育児休</u></p>

特別休暇（以下「育児休暇」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（新設）

暇」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。
ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

（新設）

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

（新設）

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(新設)

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 24 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 25 条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 17 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 21 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第 14 条及び第 22 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1)・(2) (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第 26 条 第 18 条の規定は、部分休業の承認の取

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 25 条 職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 17 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 21 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第 14 条及び第 22 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1)・(2) (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第 26 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準

消しについて準用する。

用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

- 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第7号）

（第2条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（規則への委任）</p> <p>第17条 （略）</p>	<p>（規則への委任）</p> <p>第17条 （略）</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等）</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成30年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第27条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の措置</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第27条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の</u></p>
<p>（新設）</p>	

意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（看護についての申出があった場合における措置等）

第17条の2 （略）

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 （略）

（看護についての申出があった場合における措置等）

第17条の3 （略）

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の4 （略）

議案第4号

千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

次の者を千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、同意を
求める。

氏　名　　川　合　　隆　史

住　所　　千葉市

生年月日　　昭和43年3月17日

令和7年11月7日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長　　太　田　　洋

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定
により同意を求める。

参考資料

略歴

平成 23 年 5 月 千葉市議会議員に就任
平成 25 年 6 月 千葉市議会教育未来委員会副委員長に就任
平成 27 年 5 月 千葉市議会総務委員会副委員長に就任
平成 28 年 6 月 千葉市議会大都市制度・地方創生調査特別委員会委員長に就任
平成 30 年 6 月 千葉市議会保健消防委員会副委員長に就任
令和 元年 5 月 千葉市議会環境経済委員会委員長に就任
令和 元年 9 月 千葉市議会決算審査特別委員会副委員長に就任
令和 2 年 6 月 千葉市議会超高齢社会調査特別委員会委員長に就任
令和 3 年 6 月 千葉市議会教育未来委員会委員長に就任
令和 5 年 5 月 千葉市議会議会運営委員会副委員長に就任
令和 7 年 6 月 千葉市議会副議長に就任
令和 7 年 10 月 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に就任

現在に至る。

議案第 5 号

令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
の認定について

令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別添の
とおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 1 月 7 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太 田 洋

提案理由

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定
により認定を求める。

議案第 6 号

令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算
の認定について

令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別添の
とおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 1 月 7 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太 田 洋

提案理由

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定
により認定を求める。

議案第 9 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千 葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和 8 年 3 月 31 日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 7 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 太田 洋

提案理由

三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める必要があるため。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号を次のように改める。

⑯ 削除

別表第1中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に改め、同表第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後								
(組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 (1)～(13) (略) <u>(14) 職員採用試験の合同実施</u> (15)・(16) (略) 2 (略)	(組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 (1)～(13) (略) <u>(14) 削除</u> (15)・(16) (略) 2 (略)								
別表第1 (第2条関係) (略) <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> (略) <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団</u> <u>夷隅都市広域市町村圏事務組合</u> (略) <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u>	別表第1 (第2条関係) (略) <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> (略) <u>印西地区消防組合</u> <u>夷隅都市広域市町村圏事務組合</u> (略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u>								
別表第2 (第3条第1項関係)	別表第2 (第3条第1項関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務</td> <td>(略) <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> (略) <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団</u> <u>夷隅都市広域市町村圏事務組合</u> (略) <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団</u></td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号に掲げる事務	(略) <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> (略) <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団</u> <u>夷隅都市広域市町村圏事務組合</u> (略) <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務</td> <td>(略) <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> (略) <u>印西地区消防組合</u> <u>夷隅都市広域市町村圏事務組合</u> (略) <u>印西地区環境整備事業組合</u></td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号に掲げる事務	(略) <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> (略) <u>印西地区消防組合</u> <u>夷隅都市広域市町村圏事務組合</u> (略) <u>印西地区環境整備事業組合</u>
共同処理する事務	共同処理する団体								
第3条第1項第1号に掲げる事務	(略) <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> (略) <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団</u> <u>夷隅都市広域市町村圏事務組合</u> (略) <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団</u>								
共同処理する事務	共同処理する団体								
第3条第1項第1号に掲げる事務	(略) <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> (略) <u>印西地区消防組合</u> <u>夷隅都市広域市町村圏事務組合</u> (略) <u>印西地区環境整備事業組合</u>								

(略)	(略)
第3条第1項第3号 に掲げる事務	(略) <u>鋸南町 三芳</u> <u>水道企業団 長門川水</u> <u>道企業団 (略) 印</u> <u>西地区消防組合 九</u> <u>十九里地域水道企業団</u> <u>夷隅都市広域市町村圏</u> <u>事務組合 (略) 印</u> <u>西地区環境整備事業組</u> <u>合 南房総広域水道企</u> <u>業団 千葉県後期高齢</u> <u>者医療広域連合</u>
(略)	(略)
第3条第1項第13号 に掲げる事務	(略)
<u>第3条第1項第14号</u> に掲げる事務	<u>銚子市 市川市 船橋</u> <u>市 館山市 木更津市</u> <u>松戸市 野田市 茂</u> <u>原市 成田市 佐倉市</u> <u>東金市 旭市 習志</u> <u>野市 柏市 勝浦市</u> <u>市原市 流山市 八千</u> <u>代市 我孫子市 鴨川</u> <u>市 鎌ヶ谷市 君津市</u> <u>富津市 浦安市 四</u> <u>街道市 袖ヶ浦市 八</u> <u>街市 印西市 白井市</u> <u>富里市 南房総市</u> <u>匝瑳市 香取市 山武</u> <u>市 いすみ市 大網白</u> <u>里市 酒々井町 栄町</u> <u>神崎町 多古町 東</u> <u>庄町 九十九里町 芝</u> <u>山町 横芝光町 一宮</u> <u>町 瞳沢町 長生村</u> <u>白子町 長柄町 長南</u> <u>町 大多喜町 御宿町</u> <u>鋸南町</u>
(略)	(略)
第3条第1項第3号 に掲げる事務	(略) <u>鋸南町 長門</u> <u>川水道企業団 (略)</u> <u>印西地区消防組合</u> <u>夷隅都市広域市町村圏</u> <u>事務組合 (略) 印</u> <u>西地区環境整備事業組</u> <u>合 千葉県後期高齢者</u> <u>医療広域連合</u>
(削る)	(略)
第3条第1項第15号 に掲げる事務	(略)
(略)	(略)

第3条第1項第15号に掲げる事務	(略)	
(略)		

